

4 月入所申込（第 1 次・第 2 次）に関する確認書

	確 認 事 項	確認欄
1	第 2 希望以降の施設に内定となった場合、4 月入所申込では、第 2 次調整及び第 3 次調整で、<u>より上位の希望施設に繰り上がりが可能かどうかの調整を自動的に実施</u>することから、<u>第 2 次調整以降の調整で、より上位希望の施設に内定となった場合は、元の内定施設には戻れないことを確認しました。</u> そのため、内定施設での物品の購入時期等の関係で、<u>繰り上がりの調整を希望しない場合や、上位希望の施設の内、繰り上がり希望する施設を指定する場合などは</u>、4 月 2 次調整については 2 月 10 日、3 次調整については 3 月 10 日までに市保育課保育係に連絡が必要であることを確認しました。	☐
2	育児休業中や就労中での申込で内定となった場合、内定後に転職等で勤務先が変更になっても、保育施設への入園は可能ですが、求職活動等でお申込の方と比較し、優先度が高くなっていることから、<u>必ず 4 月中に</u>、1 日あたり 4 時間以上かつ月 16 日以上雇用契約で、勤務を開始している旨の証明書類が提出できない場合は、4 月末日で退所となることを確認しました。	☐
3	今回の申込と同時にに行った支給認定申請に基づき、市から支給認定証が発行されます（すでに発行済みで認定の状況が変更にならない方は除く）が、4 月以外の申込では、受付最終日から入所施設の最終的な決定までの期間が短いため、法令上の期間内に発行することが可能ですが、4 月入所申込については、例月の申込と異なり、時期を早めて実施しているため、最終的な施設の確定までの期間が必然的に長くなってしまいうことから、支給認定証の発行が、第 3 次調整を行う 3 月となることを確認しました。（企業主導型保育施設への入所をご希望で、早めに支給認定証が必要となった方は、市にご連絡ください。）	☐
4	保育施設の入所申込では、優先度が高い方から順に調整しますが、希望施設の順序は優先度に影響しないため、第 1 希望に記載しても優先度は上がらないことから、希望施設は入所したい順番に全て記載する必要があることを確認しました。 （詳細は利用案内の 11 ページをご参照ください。受入可能人数が 0 人でも、在園児の転所や転居等により、内定が出る可能性はあります。）	☐

※ 4 月入所申込（1 次・2 次）の方のみ記入してください。

本確認書の記載事項について同意した上で、申込いたします。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

乳幼児氏名： _____ 保護者署名： _____